

# アラスカにおける土地配分と「自然保護」をめぐる対立の10年

—ANCSA of 1971 から ANILCA of 1980 に至る期間を中心に—

奥田郁夫

本稿は、「1971年アラスカ先住民の請求にもとづく継承的不動産設定法 Alaska Native Claims Settlement Act (ANCSA)」以降、「1980年アラスカ・ナショナル・インタレスト・ランズ保全法 Alaska National Interest Lands Conservation Act (ANILCA)」に至るほぼ10年間に、アラスカ州における、ナショナル・インタレスト・ランズ、州有地および私有地三者への土地配分確定プロセスを検証するものである。

本稿で明らかになったことは、以下の点である；

1. ANCSA中に埋め込まれた SEC. 17(d)(2)lands 条項によって、1980年 ANILCA が制定されることになった。
2. ANCSA SEC. 17(d)(2)lands 条項は、1970年春に、David Hickok によって提案された。
3. その後、本条項は、紆余曲折を経て ANCSA に盛り込まれた。
4. 本条項によって、1980年に ANILCA が制定され、ナショナル・インタレスト・ランズの拡張がなされた。
5. この SEC. 17(d)(2)lands 条項を支持するひとびとは、ウィルダネス・ソサエティ Wilderness Society に集うひとびとのようにナショナル・インタレスト・ランズの保護を重視するひとびとであった。

キーワード：アラスカ／土地配分／先住民／ナショナル・インタレスト・ランズ

## 1. はじめに

アラスカは、1959年にアメリカ合衆国49番目の州に昇格した。しかしながら、この時点でなお、アラスカ州のすべての土地について、連邦政府、州政府および先住民の三者間でどのように配分するか、確定していなかった。ただし、アラスカ州制定法(1958年)によれば、アラスカ州政府は州に昇格してから25年以内に、アメリカ合衆国公有地 public lands 全3億7,160万 acre から1億255万 acre の土地を選んで取得することができる、とされた (Alaska Statehood Act, SEC.6)。州政府はこれを根拠に、地下資源などの豊富な土地を優先的に選定しようとしたが、先住民のひとびととの間に大きな摩擦を生むことになった。その後、「1971年アラスカ先住民の請求にもとづく継承的不動産設定法 Alaska Native Claims Settlement Act (ANCSA)」によって、先住民のひとびとへの土地配分(4,400万 acre)が一応の決着をみた。同時に、そのことによって州政府による州有地の選択が可能となった。この間の経緯については別途論じた<sup>1)</sup>。

しかしながら、この1971年 ANCSA によって、土地所有権

をめぐる課題がすべて解決した、というわけではなかった。

ANCSA 制定時に、先住民による土地選択が、自然の保護という観点からふさわしいといえるかどうか、という疑義が自然保護を重視するひとびと（以下、「自然保護派」）から示されることになった。そのもっとも大きな理由は、先住民のひとびとが組織しようとした株式会社 corporation 組織にあった。すなわち、たとえ先住民を主体とした組織であっても、株式会社はあくまで営利を目的とするものである。その限りにおいて、株式会社組織は資源の豊富な土地を優先的に選択し、かつ、通常の企業と同様に、利益を優先した経済活動を行おうとするに違いない、と自然保護派のひとびとは考えた。

そのような営利活動をできるだけ制約し、州内の貴重な自然を保護するために、ANCSA には、SEC. 17(d)(2)条項が挿入された。これは連邦政府が、自然保護に値する土地 (national interest lands<sup>2)</sup>) を優先的に選択し、保有し続けることを目的としたものであった。そして、この SEC. 17(d)(2)条項こそが、1980年ナショナル・インタレスト・ランズ保全法 Alaska

National Interest Lands Conservation Act (ANILCA)成立の端緒となった。

以下、2.では本稿の背景をなす自然保護思想をめぐる論点について、1964年に成立したウィルダネス法 Wilderness Act とその成立を求めたウィルダネス・ソサエティのひとつについて触れる。3.では「1971年アラスカ先住民の請求にもとづく継承的不動産設定法 Alaska Native Claims Settlement Act of 1971」の中に盛り込まれることになった SEC.17(d)(2)条項の成立過程について検討する。4.では ANCSA SEC.17(d)(2)条項にもとづいて立法化された「1980年アラスカ・ナショナル・インタレスト・ランズ保全法」の成立とその結果について述べる。

## 2. ANCSA SEC. 17(d)(2) lands が求められた背景—ウィルダネス・ソサエティと1964年ウィルダネス法

ウィルダネス・ソサエティは、1935年に設立された。その創設者たちの設立時の議論をみると、当時何が問題として認識されていたかが分かる。このことは、アラスカ州において、1960年代以降にナショナル・インタレスト・ランズの拡張が求められたことの背景を説明している。

たとえば、ポール・サッター Paul S. Sutter は、当時のことをつぎのように記している：

「…(ウィルダネス・ソサエティの；引用者) 創設者たちのうち、訓練された森林官たちは、実利的な森林管理を重視した、単一目的の商品生産には批判的である一方、かれらの誰も、資源は公益のために、賢明にかつ科学的に管理されるべきである、という基本的な前提を否定することはなかった。その代わりに、かれらは、功利主義的な強い関心に合致したウィルダネスの考え方を作り上げた。その考え方というのは、資源を生産に供する行為を方向づけるのではなく、リクリエーションの需用者の行為を方向づけることに主眼をおくものであった」(Sutter (2002), pp.14-15)。

アメリカ合衆国では、すでに20世紀の初頭には自動車一般に普及しはじめ、それともななって旅行者が自動車で国立公園内を移動しはじめた。1910年代には、国有林においてもこのようなリクリエーション利用が急速に増加した。これに応じる形で、国立公園局 National Park Service も森林局 National Forest Service もその受入体制の整備を進めることになった。「1916年

には、議会は、連邦政府による道路建設プログラムに対して、はじめてのかんりの額の予算を配分した。そして、この予算は両大戦間に増加していった。と同時に、ヘンリー・フォードによって改良された組み立て生産ラインによって、アメリカの中産階級にとって自動車は手の届く範囲で購入できるものとなった」(Sutter (2002), p.16)。

以上のような関心から設立されたウィルダネス・ソサエティは、一貫してウィルダネス法の制定を求めて、さらに法成立後は、その理念の実現に向けた活動を続けることになった。このようなひとつとが、ANCSA SEC. 17(d)(2) lands を条項求める中心的な存在であった。

1964年に成立したウィルダネス法は、その目的をつぎのように述べている；

「開発地域の拡大と機械化の進展にともなわれた人口の急増によって、アメリカ合衆国内のあらゆる領土とその占有地域が占拠され改変されるようなことのないよう、また、その自然条件において保護され庇護されるべき土地をあますところなく指定するために、議会はここに、以下が議会の政策であることを言明する；現在および未来のアメリカ合衆国国民のために、永続的なウィルダネスの資産による便益を保証する」(Wilderness Act, 1964, Section 2. (a))。

また本法では、ウィルダネス・エリア Wilderness Area<sup>3)</sup>は、大統領の推薦にもとづいて、議会在法によって指定することになっている (Section 3. (c))。

この法律の特徴をひとことという「ロードレス roadless」ということである。ウィルダネス・ソサエティの創設者たちが危惧した点は、自動車の普及と道路網の整備によって、ひとつとがリクリエーション目的で、どのような自然環境の中にでも入って行くことができるようになり、そのことがウィルダネス(原生自然)の保護・保全を困難にしてしまう、ということであった；

「…本法律が指定するウィルダネス・エリアには、法律の目的に即した当該地域内の必要最低限の管理(地域内のひとつとの健康と安全に関わる非常時に求められる対応を含む)に応じたもの以外には、いかなる営利目的の企業活動も、いかなる恒久的な道路も認められない。」また、

「そのようないかなる地域にも、仮設の道路も認められないし、

原動機の乗り物、原動機つきの装置やモーターボートも認められない。さらに、航空機の着陸、その他のいかなる機械的な運送手段、また、いかなる建造物や設備も認められない。この条文には、ウィルダネス・ソサエティの創設者たちの意向がきわめて忠実に反映される結果となっている<sup>4)</sup>。

### 3. ANCSA SEC.17 (d)(2) lands 条項制定の過程について

誰が、なぜ(d)(2)lands 条項を ANCSA 中に挿入することを望んだのか；基本的に、ウィルダネス・ソサエティやシエラ・クラブ Sierra Club などの「環境保護団体」に集った多くのひとびとのように、自然をあるがままに保護したいと考えるひとびと (preservationists) は、この条項に賛成した。これに対して、どちらかといえば、自然資源 (地下資源や森林資源など) を利用しようとするひとびとは、この条項に反対であった。さらには、アラスカ州を代表する上院議員たちも、資源開発にともなう利益を州政府の財源としたい、という考えから、この条項には距離をおくことになった。

しかしながら、この(d)(2)条項に対する姿勢は、自然保護団体などの組織単位で一般的に決まる、というほど単純ではなかった。自然保護団体と呼ばれる組織のなかにも、意見の不一致がみられる場合もあったようである。

一例をあげれば、シエラ・クラブにおいて、つぎのようなことがあった。1976年に、マーク・ギャノポール・ヒコック Mark Ganopole Hickok が全国評議員に選出されたときのことである。シエラ・クラブは、国立公園内で先住民のひとびとが自給自足生活 subsistence を続けることに反対であった。しかし、先住民出身のギャノポールはこれを受け容れることができず、両者の関係は解消されることになった (Kaufman (1998), p.208)<sup>5)</sup>。

アラスカ州の土地配分をめぐることは、州政府も、そしておそらく株式会社 corporation 方式による土地所有を選択した先住民のひとびとも、その願いは同じではなかったのか。それは、豊かな地下資源や森林資源を活用して経済発展を図りたい、ということである。さもなければ、なにをもって経済の成長を図ればよいのか。アラスカが、1959年まで州に昇格することがなかった、ということがすべてを物語っている。

しかしながら、地下資源にしる森林資源にしる、その開発はつねに自然の改変をともなうものである。1968年にブルードウ

湾 Prudhoe Bay で発見された原油を南の不凍港・バルディーズ Valdez まで搬送するのに、長距離のパイプラインを必要としたことは、その一例である。このような資源開発にともなう大規模な自然景観の破壊は、全国的な関心の的となった。そして、アラスカ州内と州外とを問わず、自然保護を標榜するひとびとからは、アラスカ州内の貴重な自然を守ることの重要性が主張されることになった。多くのウィルダネス・ソサエティのメンバーもそうであった<sup>6)</sup>。

以上を踏まえて、(d)(2)lands 条項が ANCSA に盛り込まれるに至った経緯について、少し詳しくみてみたい。

ANCSA によって、先住民が組織する各株式会社土地が配分されることになった。そして、その際に生じうる土地取得をめぐる連邦政府や州政府との競合を調整する目的で、アラスカ連邦・州合同土地利用計画委員会 Joint Federal-State Land Use Planning Commission for Alaska の設置が盛り込まれた (SEC. 17 (a)および(b))。

この委員会は「経済的な成長と発展が、整然と計画的なものであり、かつ、州政府および国の環境目的 (すなわち、アラスカ州内の公有地、国立公園、国有林と、国立野生生物保護区などに関する公益) と、アラスカ州先住民のひとびとおよび他の居住者の経済的・社会的福祉とが両立することを保証できるよう勧告を行う」とされていた (SEC. 17 (a)(7)(i))。委員会は、1976年5月30日までに、大統領、議会、および州知事・州政府に対して、土地利用計画などに関する最終報告書を提出するものとされ、同年12月31日には解散することになっていた (同 (a)(10))。

その同じ SEC. 17 条中に、本稿で検討の対象としている (d)(2)lands 条項が置かれている。その概要であるが、内務省長官は、公有地関連法によって配分されるあらゆる土地の形態のものから、8,000万 acre までの範囲で留保し、国立公園、国有林、国立野生生物保護区、および国立野生・景勝河川として新規に指定するか、または、従来からのものに追加するにふさわしいとみなすかどうか、検討するよう指示された (SEC. 17(d)(2)(A))。

以上は何を意味するのであろうか。なぜ(d)(2)lands 条項が、この SEC. 17(a)および(b)に重複するような形で盛り込まれることになったのであろうか。その理由としては「アラスカ州外の

ひとつひとつについては、アラスカ連邦・州合同土地利用計画委員会の実効性に疑問があったから」とも述べられている (Nelson (2004), pp.118-119) 7。

つぎに、どのような経緯でこの条項が ANCSA 中に挿入されることになったのか、具体的な経過をみてみたい。

この条項の必要性について、ジョセフ・フィッツジェラルド Joseph FitzGerald (アラスカにおける部門計画に関する連邦政府委員会議長 Chairman of the Federal Field Committee for Department Planning in Alaska) は、1965・66年当時、つぎのように考えていた、という；

「…アラスカにおいて、経済発展は、先住民のひとつの継承的不動産に関する要求が解決されない限り起こりえない、また、その解決に際しては、アラスカにおける国立公園複合体 park complex の設立に、州政府および連邦政府が責任を持って参加することが重要である」。

そして、フィッツジェラルドは、アラスカ・ウィルダネス協議会 Alaska Wilderness Council (AWC) のメンバーに対して、保護に値する地域を特定するよう依頼した。

ただし、実際にこの実務を担当することになったのは、フィッツジェラルドの下にいたデイビッド・ヒコック David Hickok であった。彼によって、ANCSA 中に最初の(d)(2)lands 条項が挿入されることになった。ヒコックは、自然資源専門官 natural resources specialist であった 8。

ヒコックと SEC. 17(d)(2)lands 条項とのより具体的な関係は、別の資料によって裏付けられる；

「…1970年春に、ヒコックはウィリアム・バンネス William VanNes (上院内務委員会補佐職顧問 Senate Interior Committee staff counsel) に対して、つぎのような簡潔な条項が ANCSA に含まれるべきである、と勧告した：すなわち、『内務省長官は、アラスカ州内のすべての公有地 public lands を精査し、3年以内に議会に対して、国立公園および国立野生生物保護区に含まれることが適切である地域を推薦するよう命じられる』 (Cahn (1982), p.11)。

アラスカ州の資源としては、地下資源 (古くは金鉱、今日的には原油など)、南東アラスカを中心とした森林資源、そして、サケ類などの漁業資源と観光資源たる雄大な自然、の4つがある。農業が可能な土地・気候条件に恵まれているとはいえず、

かつ、製造業が立地するには、あまりにも旧48州から遠い。

株式会社方式によって共有的に土地を所有する、と決めた先住民のひとつとは、その企業の株主でもあった。この株式会社の主たる目的は、株主への配当を大きくすることによって、自分たち自身の厚生を高めることであった。この企業活動の中心は、すなわち資源開発か、あるいは観光産業の育成であった。州政府もまた、原油産出地のリース料収入などを求めた、という意味で、同様であった。ここに、自然保護を重視するひとつひとつの間に軋轢が生じる。

すなわち、自然保護を重視するひとつひとつとは、できるだけ国立公園や国立野生生物保護区を広く確保すべきである、と強く主張することになった。

また、自然保護を重視するひとつひとつとは、当時は自然保護に熱心とはいえなかった森林局の管理下にある国有林へのナショナル・インタレスト・ランズの編入には消極的であった。そのため、国有林に編入された場合には、次善の策として、その原生自然の保護のためにウィルダネス・エリア指定の網をかけることが望まれたのであった。このことは、すなわち、自然保護に関して二重の保険 (再保険) をかける、ということであった。他のナショナル・インタレスト・ランズの区分についても、自然保護を強化するために、同様の考え方が採られた。

この条項は、紆余曲折を経ながらも、最終的に ANCSA に付加されることになった 9。

#### 4. ANILCA of 1980 の成立とその達成したもの

以上のような経緯で、SEC. 17 (d)(2)条項によって、国立公園などのナショナル・インタレスト・ランズが拡張されることになった。問題は、具体的にどの地域のどの範囲を、それぞれのナショナル・インタレスト・ランズに帰属させればよいのか、という点であった。

この作業に貢献したのが、前記 AWC のメンバーであったマーク・ギャノポール・ヒコックを中心とした「床の上の地図作成協会 Maps on the Floor Society」に集ったひとつひとつであった 10。

「床の上の地図作成協会」は、1972年2月のはじめ頃までには、ナショナル・インタレスト・ランズに含まれるべき推薦地域一覧を完成して内務省に郵送した。その推薦地域一覧の複写は、後日、内務省長官 Ministry of the Interior であったロジャー

ス・モートン Rogers Morton に手渡された。

その後、この推薦地域一覧は、内務省副長官ナサニエル・リード Nathaniel Reed によって、内務省各機関（国立公園管理局および魚類・野生生物保護局）からの提案地域と合わせて編集され、1972年3月2日にモートンに提出された<sup>11)</sup>。

ANILCA の成立までには、なお議会での紆余曲折があったが、最終的には、1980年の同法の成立によって、以下のように、ナショナル・インタレスト・ランズの総面積の拡大がもたらされた。具体的には、

- ・国立公園；新たに 4,359 万 acre が追加指定された（1971年以前からのものと合わせて、合計 5,120 万 acre）。
- ・国立野生生物保護区；新たに 5,272 万 acre が追加指定された（1971年以前からのものと合わせて、7,606 万 acre）。
- ・国立野生・景勝河川；25 の河川が指定された。
- ・国立景勝地 National Monument；ミスティ・フィヨルド Misty Fjords (90 万 acre) とアドミラルティ・アイランド Admiralty Island (214 万 acre) が指定された。
- ・国有林；トンガス国有林およびチュガッチ国有林 Tongass and Chugach National Forests に 335 万 acre が追加された（ただし、トンガス国有林の総面積はおよそ 1,700 万 acre、チュガッチ国有林は 540 万 acre である）。

などである。

また、再保険として設定されたウィルダネス・エリアの指定についてもみておきたい。

- ・国立公園内；3,236 万 acre
- ・国立野生生物保護区内；1,856 万 acre
- ・トンガス国有林内；233 万 acre

総面積で 5,324 万 acre のウィルダネス・エリアが最終的に設けられることになった（Alaska Geographic Society (1981) and Willis (1985)）。

## 5. おわりに

以上のように、1971年から1980年の10年は、いわば「自然保護派」がナショナル・インタレスト・ランズの拡張を求め続けた10年であった。

2.では、ウィルダネス・ソサエティに集うひとびとが1964年ウィルダネス法の成立に努力したこと、その背景には自動車利

用によるリクリエーションの普及があり、結果として、保護すべき大切な自然が損なわれることが危惧されたこと、などのために、「ロードレス roadless」がウィルダネス法のキーワードになったこと、さらに、このウィルダネス・ソサエティのひとつが SEC.17(d)(2)条項を ANCSA に導入することに積極的であったことについて述べた。

3.では、SEC.17(d)(2)条項を ANCSA に最初に導入しようとしたのは、フィッツジェラルドの部下であったデイビッド・ヒコックであったこと（1970年）、その趣旨は、ナショナル・インタレスト・ランズとして連邦政府が保護すべき土地を守ることにあった。しかしながら、議会での立法化には10年もの期間を要し、最終的に ANILCA が成立したのは、1980年であった。

4.では、アラスカ・ウィルダネス協議会のメンバーであったマーク・ギャノポール・ヒコックを中心とした「床の上の地図作成協会」に集ったひとびとがナショナル・インタレスト・ランズの選択に尽力したことについて触れた。結果として、SEC.17(d)(2) 条項によって、すでに記載したように、ナショナル・インタレスト・ランズの総面積の拡大がもたらされたのであった。

1970年代のアラスカ州は、内部的には自然資源依存型の経済発展をめざす、いわば途上国的な存在であった。しかし同時に、州外からみた場合は、アメリカ合衆国内でも貴重なウィルダネス（原生自然）が残された数少ない地域であった。日本のおよそ4倍の面積に、今日なお70万人ほどが居住するにすぎない。

ジョン・ミューア John Muir 以来、アラスカ州内外を問わず、アラスカの雄大な自然に魅せられ、その保護を願ったひとは数えきれない。その一方、アラスカで生活を続けようとするひとの中には、「資源開発」を優先し、経済発展を図りたい、という立場のひとつと、できるだけ自然と共生しながら生活を続けたいと考えるひとつとがいた。先住民のひとつの中には、前者のひとつもいれば、後者のひとつもいた。とくに、後者のなかには、従来からの自給自足的な生活を継続することを望むひとつとが少なからず存在した<sup>12)</sup>。

本来、アラスカの土地はそのすべてが先住民のひとつとのものであった。しかしながら、金や石油などの地下資源や森林資源が、土地の配分をめぐる係争を生むことになった。そのうえ、1971年に先住民のひとつと実際に土地の配分をする段階にな

ると、ナショナル・インタレスト・ランズをめぐる「自然保護派」と先住民のひとびととの間の対立が激しくなることになった。アラスカにおける土地配分には、このような意味での二重の対立関係があったといわなければならない。もちろん、地下資源を有する土地が、「保護」に値するような自然条件下にある場合には、この対立関係はより厳しいものとなった。

このような土地配分をめぐる対立関係を調整するために、1959年に州として自立してから1980年までの20年以上におよぶ期間を必要としたのであった。

しかしながら、1980年以降も森林の伐採などをめぐる自然保護派と資源開発派との対立は続く。その経過については、稿をあらためて論じたい。

#### 付記

本稿は、2011年度学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))(23580307)による成果の一部である。

#### 注

- 1) 詳細については、奥田郁夫「アラスカ先住民の corporation 方式による土地所有権の確立過程について」『農林業問題研究』第48巻・第1号(第186号)、2012年6月、pp35-40 参照。
- 2) ナショナル・インタレスト・ランズ national interest lands : 国立公園 National Park, 国立野生生物保護区 National Wildlife Refuge, 国有林 National Forest や国立野生・景勝河川 National Wild and Scenic River など、生態系の保護・保全(国益)のために、連邦政府が保有しようとする土地の総称である。当時活動をしてきたさまざまな全米の環境保護団体が、アラスカにおけるナショナル・インタレスト・ランズの拡張に努力を傾けることになった。  
シエラ・クラブ Sierra Club の創設者ジョン・ミューア John Muir をはじめとして、「自然保護 preservation=自然をあるがままの状態に維持・保存すべきである、という考え方」を重視するひとは数多い。本文中 2. で触れるウィルダネス・ソサエティのひとびとも共通する考え方である。少し異なる点は、後者には、「保全 conservation=自然を尊びながらも、功利主義的に再生産可能な資源の利用を認める考え方」を認

める立場のひとびともいた、という点である。

- 3) ウィルダネス・エリアとは、ナショナル・インタレスト・ランズのどの区分(国立公園など)であるかに関わらず、ウィルダネス法にもとづいて、議会によって指定されるウィルダネス(原生自然)保護地域のことである。
- 4) Wilderness Act, 1964, Section 4. (c). ウィルダネス法制定の経過については、Harvey (2005)参照。
- 5) アラスカ州においては、経済発展がこの半世紀ほどの間に圧縮されて進んできたという点にその特徴がある。旧48州においては、1776年の独立宣言からでさえ、200年以上にわたる先住民のひとびとと新たな入植者のひとびととの対立の歴史がある。そのため、対立関係がしばしば先鋭化しながらも、その解決にある程度時間をかけることができた。しかしながら、アラスカ州においてみられる急速な変化は、「自然保護対資源開発」をめぐる対立関係をより厳しくさせる傾向にある、と考えられる。

このような状況下における先住民のひとびとの立場は微妙で、自然保護を重視するひとびとからも、資源開発を優先しようとするひとびとからも、どちらからも好意的には受け容れられにくい場合がある。先住民のひとびとの自給自足生活は、トナカイの狩猟やサケ類の漁労などによるが、その行為を自然の攪乱と受けとめるひともいる。また、ときに自給自足生活の生活圏は広く、移動生活も少なくない。そのために資源開発にともなう土地の囲い込みとも競合する場合がある。

- 6) ウィルダネス・ソサエティに集まったひとびとの中には、シリア・ハンター Celia Hunter やジニー・ウッド Ginny Wood のように、第2次世界大戦後にアラスカで生活するようになったひとびともいた。詳細については、星野(2000)、Kaufman (1998)や Sumner (2005)など参照。
- 7) 合同土地計画委員会の構成員は10名で、うち5名は州知事(あるいはその代理)とその選任者4名、および連邦政府から5名(大統領指名の1名と内務長官指名の4名)と規定されていた。そして、この10名中に、いわゆる環境保護派が過半数以上選任される可能性は大きくはなかった。
- 8) Willis (1985), Chapter 2 The Alaska Native Claims Settlement Act, C: Origins of the National Interest Lands Provision (17(d)(2)).

9) ANCSA および ANILCA 立法化をめぐる議会での議論の詳細については, Nelson (2004) 参照.

10) マーク・ギャノポール・ヒコックが, この作業をどのような権限にもとづいて行うことになったのか明確ではない, とする資料もある (Nelson (2004), p.121). また, 正確にいつこの作業が始められたのか, 資料的には確認できていない.

11) Nelson (2004), p.121 参照.

12) アラスカ州に在住する 70 万人ほどのうち, 「先住民」とされる人口を厳密に特定することは容易ではないが, およそ 15% (10 万人) が先住民に該当する, という. そして, そのひとびとが住まうコミュニティによって, 先住民比率は異なり, 先住民比率が高いコミュニティほど自給自足生活者の比率も高い, というのが一般的な理解である.

McDowell Group (2001) *The Economic Impacts of Sealaska Corporation on Rural Southeast Alaska Communities*によれば, たとえば南東アラスカにあるハイダバーク Hydaburg というコミュニティは, 人口 382 人 (2000 年センサス) で, 先住民が多数を占めるコミュニティ predominantly Native community のひとつである, とされている. さらに, 2000 年のこのコミュニティの個人所得の源泉は, 移転所得 Transfer Payments (連邦政府からの給付など) が 33%, シーラスカ株式会社関連所得 Sealaska-related 27%, 自治体 (関連所得; 引用者) Local Government (school district などを含む) 18%, 地域サービス Local Service Organizations (Southeast Alaska Regional Health Corporation など) 7%, その他 Other 9% となっており, 商業的漁業および漁業食品加工 Commercial Fishing and Seafood Processing は 6% にすぎない. 移転所得と地域会社 regional corporation であるシーラスカによる林業活動こともなう所得を除けば, 漁業関連の所得 6% があるだけである.

それでもひとびとは生まれ育ったコミュニティで暮らすことを選ぶことが多く, その場合には生活上, 自給自足の比重が大きくならざるをえない. それゆえ, 1990 年のセンサスデータによると, ハイダバークの 1 人当たり所得は \$8,602 で, これは当時のアラスカ州全体の平均値 \$17,610 の半分以下であった. また, この報告書中には「自給自足は, このように経済的に不利なコミュニティにおいては, 重要な役割を果た

す」と記述されている.

#### 引用文献

- [1] Alaska Geographic Society (1981) *Alaska National Interest Lands The d-2 Lands*. Alaska Geographic, Vol. 8, No. 4.
- [2] Allin, C. W. (1982) *The Politics of Wilderness Preservation*. University of Alaska Press, Fairbanks.
- [3] Cahn, R. (1982) *The Fight to Save Wild Alaska*. Audubon Society.
- [4] Grabinska, K. (1983) Excerpts from History of Events Leading to the Passage of the Alaska Native Claims Settlement Act. Tanana Chiefs Conference, Inc..
- [5] Harpers Ferry Center, National Park Service (1991) *The National Parks: Shaping the System*.
- [6] Harvey, M. (2005) *Wilderness Forever Howard Zahniser and the Path to the Wilderness Act*. University of Washington Press.
- [7] 星野道夫(2000)『ノーザンライツ』新潮社
- [8] Kaufman, P. W. (1998) *National Parks and the Woman's Voice*. University of New Mexico Press.
- [9] Nelson, D. (2004) *Northern Landscapes The Struggle for Wilderness Alaska*. Resources for the Future.
- [10] Runte, A. (2012) *National Parks The American Experience* (4<sup>th</sup> edition), Taylor Trade Publishing.
- [11] Sumner, S. (2005) *Women Pilots of Alaska*. McFarland & Company, Inc., Publishers.
- [12] Sutter, P. S. (2002) *Driven Wild*. University of Washington Press.
- [13] Willis, G. F. (1985) *Do Things Right the First Time: Administrative History The National Park Service and Alaska National Interest Lands Conservation Act of 1980*. ([www.nps.gov/](http://www.nps.gov/)) [Accessed in October, 2011].
- [14] 山岡克己(2002)『アメリカの国立公園』築地書館.
- [15] Zaslow, D. and Watkins, T.H. (1994) *These American Lands*. Island Press.

資料

[1] Alaska Native Claims Settlement Act, 1971.

[2] Alaska National Interest Lands Conservation Act, 1980.

[3] Alaska Statehood Act, 1958.

[4] *Anchorage Daily News*, Dec. 29, 2011.

[5] *Anchorage Daily News*, Jul. 8, 2006.